

「かがわ県産ひのき住宅助成事業」について

1. 制度概要

香川県産のヒノキ材を住宅に使った際に、県から県産ヒノキ材の購入費用の一部を補助する制度。
1軒につき15立方メートルを超える県産ヒノキ材を使用した場合は、特別加算を行う。

○補助対象者

補助対象区分	補助金交付対象者
新築・増築・改築・リフォーム	県内に自ら居住するための木造住宅の新築、増築、改築又はリフォームを行う者
モデル住宅	認証ヒノキ材 [*] を使用した木造住宅を新築し、モデル住宅として1ヶ月以上の期間で最低8日間公開する、県内に本社事業所を有する工務店等

※「認証ヒノキ材」とは、香川県木材認証制度運営協議会（以下「協議会」という。）が「香川県産木材認証制度実施要領」に基づいて認証したヒノキ材をいう。（別添認証機関一覧参照）

○補助金額

認証ヒノキ材購入助成：「認証ヒノキ材」1立方メートルあたり1万円及び

「認証ヒノキ材」の内装材使用量1平方メートルあたり3千円

特別加算：内装材を除き15立方メートルを超える「認証ヒノキ材」1立方メートルあたり4万円

展示用品助成：認証ヒノキ材を使用した住宅であることを周知・PRするための展示用品の作成経費、購入経費、賃料等の2分の1以内

上限額：認証ヒノキ購入助成、特別加算及び展示用品助成を合わせて、1軒あたり50万円

○条件

1. 県内で認証ヒノキ材を使用して木造住宅の新築、増築、改築又はリフォームを行うこと。
2. 県税の滞納がないこと。
3. 認証ヒノキ材を3立方メートル以上使用していること又は認証ヒノキ材の内装材使用面積が10平方メートル以上であること。
4. 県内に本社事業所を有する業者が施工すること。
5. 申請年度内の3月15日までに、認証ヒノキ材使用部分の施工を完了すること。
＜モデル住宅の場合は次の条件も必要＞
6. 認証ヒノキ材を使用している住宅であることを示し、申請年度の3月15日までに1ヶ月以上の期間で最低8日間モデル住宅として一般に公開すること。
＜特別加算の場合は次の条件も必要＞
7. 県又は協議会が開設する県産木材普及用のホームページ、パンフレット等への住宅写真等^{*}の掲載に同意すること。

8. 県又は協議会が行う県産ヒノキのPR事業に協力すること。

○平成30年度 補助金交付申請期間

前期・・・4月1日～8月20日 後期・・・9月10日～2月13日

※前期、後期のそれぞれの予算額に達した場合は、県ホームページ上で知らせる。

※予算額を超えた場合は、予算額に達した日の申請（郵送の場合には予算額に達した日の消印がついたもの、持参の場合は予算が達した日に持参されたもの）から抽選で決定する。

2. 補助金の交付手続きのながれ

- 1) 工務店等と住宅の建築工事請負契約締結
- 2) 申請対象部分施工完了の30日前までに、協議会へ交付申請書提出
ただし、4月15日～4月30日の間に完了予定の場合は4月5日までに交付申請書を提出
- 3) 県から、交付決定通知。
- 4) 申請対象の施工が完了したら、すみやかに協議会へ実績報告書を提出
- 5) 協議会による、現地確認
- 6) 県から補助金額の確定通知
- 7) 県へ請求書を提出
- 8) 県から補助金の支払
- 9) 居住を開始したら、県へ居住開始届提出

3. 交付申請手続きの窓口

交付申請書等の書類はそれぞれ下記の提出先まで、郵便または持参して下さい。

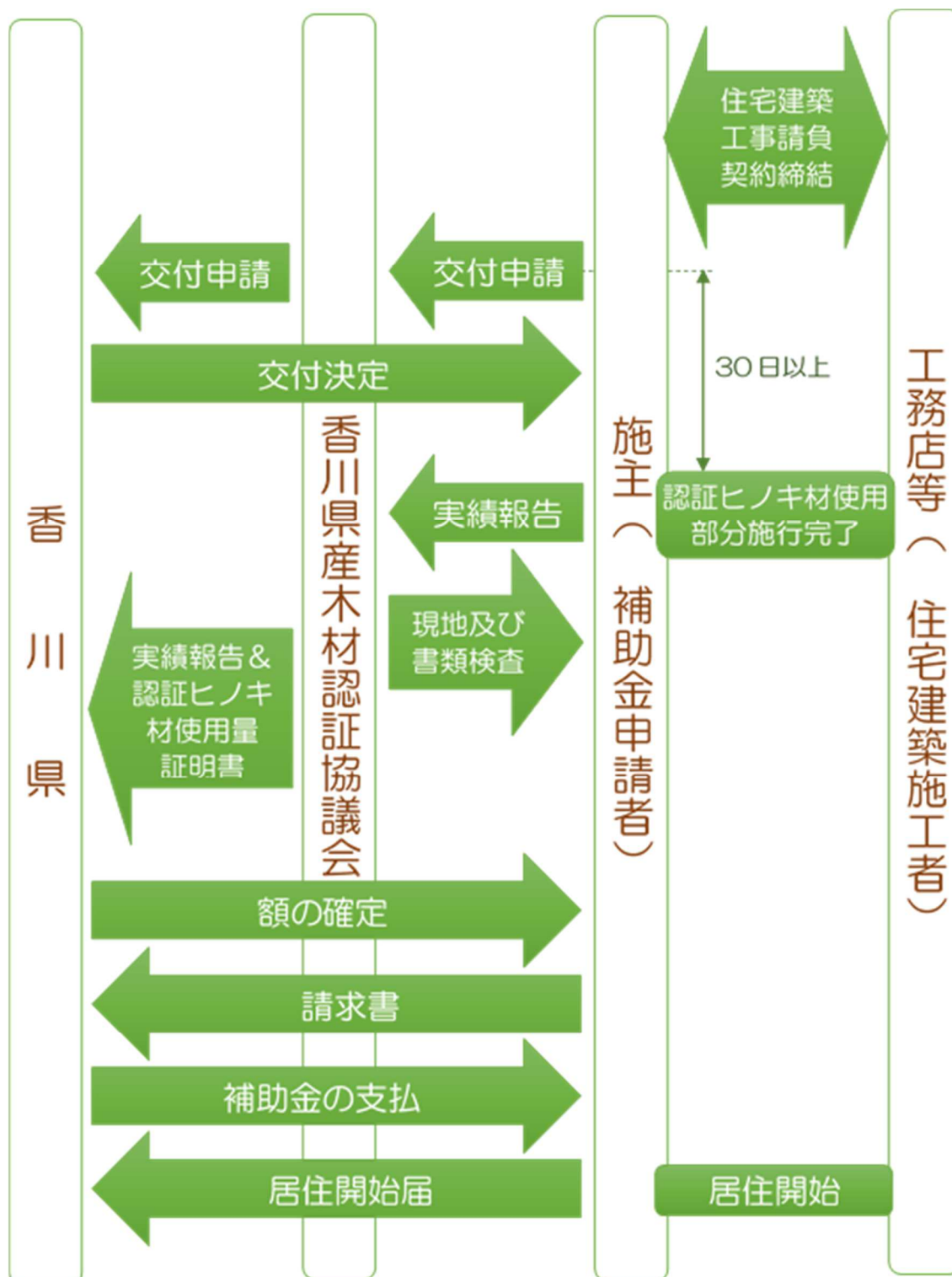
提出書類	提出先	住所（電話番号）	持参の受付時間等
交付申請書	香川県産木材認証制度 運営協議会	〒761-8031 高松市郷東町796-71 (087-881-9343)	月～金 9:00～16:00 休：土、日、祝日 8/11～16 12/29～1/3
変更交付申請書			
交付取下げ書			
実績報告書			
請求書	香川県環境森林部 みどり整備課 森林政策グループ	〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 (087-832-3464)	月～金 8:30～17:15 休：土、日、祝日 12/29～1/3
居住届			

※提出する書類については、写しを取っておいて下さい。

※郵送する場合は、なるべく配達記録などで送って下さい。

<参考>

○ 補助金交付手続きの流れ図



○ 補助金額の算出表

①構造材等分

県産認証ヒノキ材 使用材積 (m ³)	補助金額		
	購入助成 (万円) 1万円/m ³	特別加算 (万円) 15 m ³ を超えた分 4万円/m ³	合計 (万円)
0	0	0	0
1	0	0	0
2	0	0	0
3	3	0	3
4	4	0	4
5	5	0	5
6	6	0	6
7	7	0	7
8	8	0	8
9	9	0	9
10	10	0	10
11	11	0	11
12	12	0	12
13	13	0	13
14	14	0	14
15	15	0	15
16	16	4	20
17	17	8	25
18	18	12	30
19	19	16	35
20	20	20	40
21	21	24	45
22	22	28	50
22 以上	23	32	50

※認証ヒノキの材積は小数点第一位（未満切り捨て）ですので、補助金額は千円単位で算出されます。

②内装材分

認証ヒノキ材の内装材 使用面積 (㎡)	補助金額 (万円)
0～9	0
10	3
20	6
30	9
40	12
50	15
60	18
70	21
80	24
90	27
100	30
167 以上	50

※認証ヒノキの面積は整数（未満切り捨て）ですので、補助金額は千円単位で算出されます。

<補助金額計算例>

例① 構造材を 5.5 ㎡、フローリングを 15.5 ㎡ 使用した場合

$$5.5 \times 10,000 \text{ 円} + 15 \times 3,000 \text{ 円} = 100,000 \text{ 円}$$

例② 構造材を 1.1 ㎡ 腰壁を 10 ㎡ フローリングを 10.8 ㎡ 使用した場合

$$1.1 \times 11,000 \text{ 円} + (10 + 10) \times 3,000 \text{ 円} = 71,000 \text{ 円}$$

例③ 構造材を 3.5 ㎡ フローリングを 6 ㎡ 使用した場合

$$3.5 \times 10,000 \text{ 円} + 6 \times 3,000 \text{ 円} = 53,000 \text{ 円}$$

例④ 構造材を 2 ㎡ フローリングを 7 ㎡ 使用した場合

⇒構造材が 3 ㎡未満、内装材も 10 ㎡未満であるため、補助対象外

例⑤ 構造材 16 ㎡ フローリングを 120 ㎡ 使用した場合

$$16 \times 10,000 \text{ 円} + 120 \times 3,000 \text{ 円} = 560,000 \text{ 円} \Rightarrow \text{上限額の } 500,000 \text{ 円}$$

○ 「香川県産認証ヒノキ材」とは・・・

香川県が平成25年1月に公表した「香川県産木材認証制度のためのガイドライン」に基づき、香川県産木材認証制度運営協議会が平成25年3月に制定した「香川県産木材認証制度実施要領」に基づいて認証されたヒノキ及びヒノキ製品を言います。

香川県産木材認証機関（以下「認証機関」という。）として、下記のとおり登録されており、これらの認証機関を通して流通されたヒノキ製品等が該当します。

製材業者等（59団体）

認定番号	事業者名
香木認1号	青木林産工業(株)
香木認2号	金藤木材工業(株)
香木認3号	川北木材(株)
香木認4号	(株)佐藤製材所
香木認5号	(株)安西木材店
香木認6号	(有)入谷木材
香木認7号	丸島産業(株)
香木認8号	(有)柏原木材商行
香木認9号	太洋木材(株)
香木認10号	(株)太洋木材市場
香木認11号	高橋木材(株)
香木認12号	(株)辰馬製材所
香木認13号	(有)中央木材
香木認14号	西村ジョイ(株)木材事業部
香木認15号	(株)野崎材木店
香木認16号	(株)ハイテク匠
香木認17号	藤井木材(株)
香木認18号	星川林材工業(株)高松出張所
香木認19号	(株)マルトク
香木認20号	(株)松岡商店
香木認23号	(有)かがわ木材加工センター
香木認24号	讃州銘木工業
香木認25号	大日本木材防腐(株)四国工場
香木認26号	塚田木材(株)
香木認27号	山一木材(株)
香木認28号	(株)オークラプレカットシステム
香木認29号	清水木材(株)丸亀工場
香木認30号	(有)香川木材
香木認31号	(株)七箇工業
香木認32号	(有)林材木店

認定番号	事業者名
香木認33号	(有)森池材木店
香木認34号	(有)石井材木店
香木認35号	喜田木材(株)
香木認36号	高井材木店
香木認37号	(株)みやたけ
香木認38号	銘木三野林業(有)
香木認39号	(有)山田材木店
香木認40号	山中木材(株)
香木認41号	(一社)香川県木材協会
香木認42号	香川県木材産業協同組合
香木認44号	(有)西島木材
香木認46号	(有)清製材所
香木認47号	(有)泉川木材加工所
香木認48号	四万十町森林組合
香木認49号	WoodS大西
香木認50号	富士木材(株)
香木認51号	三好木材センター事業協同組合
香木認52号	三好西部森林組合
香木認53号	三野製材所
香木認54号	佐伯製材(株)
香木認55号	香川県家具商工業協同組合
香木認56号	愛媛県森林組合連合会
香木認57号	日美(株)
香木認58号	(有)川西木工所
香木認59号	(株)カトミ
香木認60号	(有)木下商店
香木認61号	(有)ナカヤ
香木認62号	院庄林業(株)
香木認63号	T's wood Express(株)

森林組合等（11団体）

認定番号	事業者名
香木認101号	香川東部森林組合
香木認102号	香川西部森林組合
香木認103号	土庄町森林組合
香木認104号	塩江町森林組合
香木認105号	仲南町森林組合
香木認106号	香川県森林組合連合会
香木認107号	(株)佐竹工業
香木認108号	藤岡林業
香木認109号	東川政富
香木認110号	豊田林業
香木認111号	田中政晴

※最新の認証機関一覧は香川県木材協会のホームページで確認できます。

<http://www.kagawa-mokkyo.com/>

○ 添付書類について

交 付 申 請 書	住宅建設等の工事請負契約書の写（ただしモデル住宅の場合は除く）
	認証ヒノキ材使用内訳書（別記様式第3号）
	建築確認済証の写または建築工事届出書の写 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）（以下「建築基準法」という）第6条第1項第2号及び第4号の申請が必要な木造住宅については、同法第6条第1項の確認済証及び設計図（平面図）の写し。 上記に該当しない住宅については、建築基準法第15条第1項の建築工事届出書第一面～第四面、設計図（平面図）の写し（ただし、リフォームの場合は除く）
	住宅建設等の箇所を表示した位置図
実 績 報 告 書	県税及び個人住民税の完納証明書（ただし、モデル住宅の場合は県税のみ）
	モデル住宅公開実施計画書（別紙参考様式1）（ただし、モデル住宅の場合のみ）
	その他知事が必要と認める書類
実 績 報 告 書	認証ヒノキ材の使用状況が分かる写真（5枚程度）及び建物の全景写真
	モデル住宅公開実施報告書（別紙参考様式1）（ただし、モデル住宅の場合のみ）
	モデル住宅公開時の写真（ただし、モデル住宅の場合のみ）
	展示用品の設置状況が分かる写真（ただし、モデル住宅で展示用品助成を受ける場合のみ）
	展示用品費の領収書等（ただし、モデル住宅で展示用品助成を受ける場合のみ）
	認証ヒノキ材納品書の写
	認証ヒノキ材使用内訳書（別記様式第3号）
その他知事が必要と認める書類	

① 住宅建築箇所を表示した位置図

検査の際に現地が分かるように表示したものとして下さい。道路地図や住宅地図等をコピーしたものでかまいません。

② 県税及び個人住民税の完納証明書

1) 県税の完納証明書

- ・申請日から3ヶ月以内に発行された県税の完納証明書の原本を添付して下さい。
- ・香川県県税事務所または各県民センター、中讃税務窓口センターで発行しています。
- ・証明手数料は1通につき400円（香川県証紙）です。ただし、中讃税務窓口センターでは香川県証紙を販売していませんので、あらかじめ香川県証紙をご準備頂く必要があります。
- ・その他証明書発行に係る詳細については、香川県県税事務所または各県民センター、中讃税務窓口センターにお問い合わせ下さい。

2) 個人住民税の完納証明書

- ・原則として、8、9ページ（2枚1組）の証明願を市町の税務担当窓口へ提出し、発行（申請日から3ヶ月以内のもの）を受けてください。（これに代えて市町による様式にて証明す

る場合があります。)

- ・ 証明書発行の手数料及び代理請求される場合の委任状については請求先の市町にお問い合わせください。
- ・ 証明書が県内市町で発行できない場合や発行できても現住所と違う市町で発行される場合は、その理由が確認できる申請日から3ヶ月以内に発行された住民票又は戸籍の附票（複数回転居・転出の場合）をご提出いただく必要があります。

※ 個人住民税の完納証明書は、市町によっては、市町が発行する下記の書類でも受理いたします。

高松市	滞納無証明書
丸亀市	滞納のない証明書
坂出市	完納証明書
善通寺市	滞納のない証明書
観音寺市	完納証明書
さぬき市	納税証明書（滞納繰越額の欄が0円となっているもの）
東かがわ市	完納証明書
三豊市	完納証明書
土庄町	納税（完納）証明書
小豆島町	納税（完納）証明書
宇多津町	完納証明書
綾川町	完納証明書（課税のある場合）又は滞納なし証明書（課税のない場合）
琴平町	滞納のない証明書
多度津町	完納（滞納のない）証明書
まんのう町	滞納のない証明書

※ 三木町、直島町には、代わりになる証明書はありません。

③認証ヒノキ材納品書の写

ヒノキ製品が認証機関から納品された際の納品書の写しを添付して下さい。

納 品 書					
○○工務店（香川様邸） 30年 月 日			〒777-7777 ○○市○○町○○-○ (株) ○○材木店		
品名	規格	数量	単価	金額	摘要
合 計					

平成 年 月 日

市（町）長 殿

申請者 住所（所在）
氏名（名称）

⑩

証 明 願

かがわ県産ひのき住宅助成事業補助金交付申請のため、個人住民税について、滞納がないことを証明願います。

第 号

上記の者には、平成 年 月 日までに納期限の到来している個人住民税について、滞納がないことを証明します。

平成 年 月 日

市（町）長

<備考>

1. 賦課期日（1月1日）現在の申請者の住民登録地の市町にて証明を受けてください。
2. この証明書様式を、窓口にて2部（市町保管用、本人交付用）持参してください。
3. この内容の証明を、市町による様式にて証明する場合があります。
4. 代理人が申請する場合は、委任状が必要です。
5. 証明を受けるには、市町所定の手数料が必要です。

平成 年 月 日

市（町）長 殿

申請者 住所（所在）
氏名（名称）

⑩

証 明 願

かがわ県産ひのき住宅助成事業補助金交付申請のため、個人住民税について、滞納がないことを証明願います。

第 号

上記の者には、平成 年 月 日までに納期限の到来している個人住民税について、滞納がないことを証明します。

平成 年 月 日

市（町）長

<備考>

1. 賦課期日（1月1日）現在の申請者の住民登録地の市町にて証明を受けてください。
2. この証明書様式を、窓口にて2部（市町保管用、本人交付用）持参してください。
3. この内容の証明を、市町による様式にて証明する場合があります。
4. 代理人が申請する場合は、委任状が必要です。
5. 証明を受けるには、市町所定の手数料が必要です。

納 税 証 明 書 交 付 請 求 書

平成 年 月 日

香川県県税事務所長 殿

次のとおり納税証明書の交付を請求します。

○窓口に来た人の身分証明書の提示が必要となりますので、本人確認ができる書類（運転免許証、パスポートなど）をお持ちください。

窓 口 に 来 た 人 <small>（納税者又は受任者）</small>	住 所 〒 [〒] 氏 名 (生年月日 年 月 日) (電話番号 ())
納 税 者 <small>（委任者）</small>	委 任 状 この納税証明書の交付請求及び受領に関する行為を上記の者に委任します。 住 所 (所在地) 〒 [〒] 氏 名 (名称及び代表者氏名) ④ (生年月日 年 月 日) (電話番号 ()) ※窓口に来た人と同一の場合は記入を省略できます。

○該当する口にレ印をつけてください。

使用目的	証明書の種類
<input type="checkbox"/> 香川県入札参加資格審査申請	<input checked="" type="checkbox"/> 全税目（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納のない旨の証明 部
<input type="checkbox"/> 入札参加資格審査申請（香川県以外）	
<input type="checkbox"/> 金融機関受出	<input type="checkbox"/> 法人県民税・事業税及び地方法人特別税 (事業年度 年 月 日～ 年 月 日) 部
<input type="checkbox"/> 決算変更届	
<input type="checkbox"/> 建設業許可申請・変更届	
<input type="checkbox"/> 県営住宅入居申請	<input type="checkbox"/> 個人事業税 (所得年 年) 部
<input checked="" type="checkbox"/> 県民の行う補助・融資等の申請	<input type="checkbox"/> 県税に滞納がないこと、過去2年間滞納処分を受けていないこと 部
<input type="checkbox"/> 酒類販売業免許申請	<input type="checkbox"/> 過去3年間滞納処分を受けていないこと（公益法人認定申請等） 部
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他 部
請求部数	計 部

香川県収入証紙ちょう付欄
(消印しないでください)

◎日付と金額は必ず両方とも記入してください。

- ◎納
- ◎法
- ◎納

見 本

納税証明書交付請求書は、県税の完納証明書の発行窓口にあります。

- その他 ()	- その他 ()	- その他 ()
-----------	-----------	-----------